

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 14 日

各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄 御中
する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

体罰に係る実態把握について（依頼）

平素より、文部科学行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

体罰については、「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（平成25年8月9日付け25文科初第574号初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）において、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図るよう求めております。

つきましては、引き続き、体罰に係る実態把握に努める必要があるため、令和2年度における体罰の実態について把握し、別添の様式1により御提出いただきますようお願いいたします。

なお、今年度から幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、特別支援学校幼稚部も調査対象としておりますので、ご注意ください。また、本調査結果は公表を予定しておりますので、十分に精査の上、御回答をお願いいたします。

【担当】

児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係、生徒指導調査分析係

電 話：03(5253)4111(内線3298:生徒指導企画係)

(内線3208:調査分析係)

F A X：03(6734)3735

E-mail：s-sidou@mext.go.jp